

# 小田原市 妊婦健康診査償還払いについて

R1年5月現在

## ●助成の対象

妊婦健康診査費用補助券を使用せずに受けた**妊婦健康診査の費用**

- ・小田原市と契約をしていない医療機関などで受けた妊婦健康診査の費用を負担している
- ・妊婦健康診査費用補助券の金額に満たなかった妊婦健康診査の費用がある

以上のような一定の要件を満たす、**妊婦健康診査の日に小田原市に住民登録のある方**

【※次のような場合は、助成の対象にはなりません】

- 妊娠判定のための診察および、健康保険適用の診療費用
- 母子健康手帳交付前の健診及び、産後の健診費用
- 検査のみの場合などで、妊婦健康診査費用でない場合
- 妊婦健康診査費用補助券を使用して受けた、補助券費用以上の自己負担金分
- 妊婦健康診査費用補助券を全て使用した後の 妊婦健康診査費用
- 海外の医療機関で妊婦健康診査を受けられた時の費用

●申請期間 出産日から起算して1年未満（出産日から1年になる前日まで）

## ●申請場所

小田原市保健センター 1階 子育て世代包括支援センターはっぴい  
3階 健康づくり課 母子保健係

〒256-0816 小田原市酒匂2-32-16

tel：0465-47-4722 妊婦健康診査費用補助券の申請に必要なものを必ず確認してください。

●申請日時 平日のみ 8：30～17：15

●支払方法 座振込み

## ●申請時必要なもの

① 妊婦健康診査助成金申請書	ホームページ内から印刷して、 <b>太線枠内の記入</b> をしてお持ちください。 記入の仕方もダウンロードできます。 申請書は、保健センターにもあります。
② 母子健康手帳のコピー	表紙…名前・出生日・交付日が分かるところ 妊娠中の経過…助成される妊婦健診の全ての日付と経過が分かるページ
③ 妊婦健康診査費用補助券	未使用のもので、3枚つづりのもの <b>※3枚揃わないものは申請できません。</b>
④ 領収書（原本）	償還払い申請をしたい分のもの （妊婦健康診査費用補助券が使用できず、自己負担した妊婦健康診査の分） <b>※受診者の名前・健康診査年月日・領収金額・保険適用外の妊婦健康診査費用・医療機関名が明記されているもの</b> ※手続き時にお預かりいたしますが、希望者には手続き終了後に返却いたします。
⑤ 診療明細書	償還払い申請をしたい分のもの ※コピーでもかまいません
⑥ 振込口座が確認できるもの	申請書に記入された振込先の預金通帳やカードなど ※振込での支払いとなりますので、申請用紙への記載振込先を最終確認するためです。 <b>※振込先がゆうちょ銀行の場合には、振込用の店名・口座番号を確認してご記入ください。</b>
⑦ 印鑑	申請書に使用する印鑑で、朱肉を必要とするもの（スタンプ印は不可）

## ●申請にあたり、ご確認ください

- ・保険外診療の内容であっても、文書料やCD-R等の妊婦健康診査の費用に該当しないものについては、助成の対象になりません。そのため、領収書の金額と決定額が異なる場合があります。
- ・明細書をお持ちでなく、健診内容として不明の場合、市より医療機関へ確認の連絡を行う場合があります。
- ・振込額は、後日決定通知書にてお知らせします。なお、お振込みは申請の翌月末を予定しています。